	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月	成二十八年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額と同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七
	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月	地方税法等改正法
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで	旧地方税法
附則第六条の十二	徴収取扱費基礎額	平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	（同年四月及び五月）

3　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	（以下この条	（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十八年三月に法附則第九条の七第一項に規定する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に還付されるときは、当該超える額に相当する額を当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内の徴収取扱費基礎額から控除して得た金額とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項		
	徴収取扱費基礎額	平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
	金額	金額との合計額